

総合評価点算定基準【特別簡易型】

上松町総合評価落札方式試行要領第3条第1項に規定する、総合評価点、価格点、価格以外の評価点の算定について、必要な細目について定める。

1 評価点の設定

点数の配分は以下による。

(1) 価格点 : 82点 ~ 97点

(2) 価格以外の評価点 : 3点 ~ 18点

2 総合評価点の算定方法

総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点

3 価格点の算定方法

(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、かつ最低制限価格制度または低入札価格調査制度により失格となった者を除いて算定する。

(2) 価格点 = 配点 × (最低価格 / 入札価格) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

4 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、工事成績及び入札者が提出した評価点申請資料により算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は入札公告日とする。

(1) 企業の施工能力

① 工事成績【必須】

○ 長野県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。＜最大3点＞

評価点 = 3点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去2ヵ年の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2ヵ年の件数が5件未満の場合は過去5ヵ年とする。

[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

※2 最高工事成績点は、全入札者の中で工事成績評定点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。(評価点の計算において、80点を上限とする。)

- ※4 工事成績評定点が65点の場合及び過去5年に工事成績評定点が無い場合の評価点は0点とし、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※5 工事成績評定点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1・7/1・10/1・1/1）に見直したものを適用する。
- ※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。
- ※7 工事成績点は、見直し基準日より3ヵ月以前から2ヵ年遡った間に竣工している工事（竣工年月日）の工事成績評定点を対象とする。ただし、2ヵ年遡った間に竣工している工事が5件未満の場合は5ヵ年とする。
- ※8 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。

② 工事实績（同種・類似工事の施工実績）【選択】

- 専門性の高い工事や経験・実績などにより工事の品質確保を求める工事において同種・類似工事の実績の有無により評価する。＜最大2点＞
 - a 同種・類似工事の実績あり （2点）
 - b 実績なし （加点なし）

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績は、入札公告日を基準として過去10年間における公共機関等（CORINS（工事实績情報システム）への登録等に関する規約第2条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。
- ※4 工事成績評定点が65点未満の同種・類似工事については、実績として認めない。
- ※5 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り実績として認めるものとする。

(2) 配置予定技術者の能力

① 保有資格（主任（監理）技術者の資格）【選択】

- 契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の資格の有無により評価する。

＜最大2点＞

 - a 1級技術者（施工管理技士、建築士、技術士他） （2点）
 - b 2級技術者（施工管理技士、建築士他） （1点）
 - c その他の技術者（電気主任技術者等） （加点なし）

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 資格は入札公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格については登録が完了していることを要件とする。）
- ※3 資格名は、案件毎に具体的に明示することとし、複数の資格の設定も可能とする。

- ※4 上記資格と同等と見なされるものについては、その都度評価するものとする。
- ※5 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は加点しないものとする。

(3) 地域要件

① 営業拠点の所在地【選択】

- 上松町内における本社、営業所（支店）等の有無により評価する。＜最大3点＞
 - a 町内に本社のある者 (3点)
 - b 町内に営業所（支店）等がある者 (1点)
(入札契約行為が委任されている支店等又は法人町民税の納入あり)
 - c 町内に本社、営業所（支店）等がない者 (加点なし)

※1 上記の点数を加点する。

※2 営業拠点の所在地は、入札公告日現在で上松町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている所在地とする。

※3 「町内に本社、営業所（支店）等がある者」とは、過去3年以前から上松町内に存在し、上松町に法人市町村民税を申告し滞納が無い者とする。

② 上松町民従業員の雇用の有無【選択】

- 上松町民従業員の雇用人数により評価する。＜最大3点＞
 - a 町民雇用5人以上 (3点)
 - b 町民雇用1人以上5人未満 (2点)
 - c 町民雇用なし (加点なし)

※1 上記の点数を加点する。

※2 町民従業員（経営者及び役員等を除く）は、入札公告日現在で1年以上上松町に住民登録され、かつ1年以上雇用している者とする。

(4) 社会貢献

① 災害協定の締結【選択】

- 上松町との災害協定の締結の有無により評価する。＜最大2点＞
 - a 上松町との災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定あり (2点)
 - b 上松町との災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定なし (加点なし)

※1 上記の点数を加点する。

※2 上松町との災害協定の締結は、加盟する団体が締結している場合も含む。

② 除雪契約の締結【選択】

○ 上松町との道路除雪、融雪剤散布契約の有無と実績年数により評価する。

<最大3点>

- a 上松町との道路除雪・融雪剤散布契約の実績がある（過去1年以内）
（3点）
- b 上松町との道路除雪・融雪剤散布契約の実績がない（過去1年以内）
（加点なし）

※1 上記の点数を加点する。

5 その他

上記の選択項目については、本要領第3条第3項の規定に基づき、案件ごとに設定するものとする。

(別紙)

上松町総合評価落札方式における評価基準設定調書

工事名					工事場所		
評価項目		設定項目		評価内容	最大配点	評価基準	評価点
企業の施工能力	工事成績	必須	■	過去2年間の工事成績評定点の平均点(又は5ヵ年)	3	$3 \text{点} \times \frac{(\text{工事成績点}-65)}{(\text{最高工事成績点}-65)}$	左記の計算による
	工事実績	選択	□	過去10年間の同種・類似工事の施工実績	2	実績あり 実績なし	2 0
配置予定技術者の能力	保有資格	選択	□	主任(監理)技術者が保有する資格	2	1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	2
						2級技術者(施工管理技士、建築士他)	1
						その他の技術者(電気主任技術者等)	0
地域要件	営業拠点の所在地等	選択	□	町内における過去3年以前からの本社等の有無	3	町内に本社がある者	3
						町内に支店・営業所等がある者(入札契約行為が委任されている支店又は法人住民税の納入あり)	1
						町内に本社・支店・営業所等がない者	0
		□	公告日現在で1年以上上松町に住民登録され、かつ1年以上雇用している従業員の人数	3	町民雇用5人以上	3	
					町民雇用1人以上5人未満	2	
					町民の雇用なし	0	
社会貢献	災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定	選択	□	町との災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定の有無	2	災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定あり	2
						災害協定の締結、又は上松町消防団協力事業所の認定なし	0
	除雪契約の締結	選択	□	町との道路除雪・融雪剤散布契約の有無(1年以内)	3	道路除雪・融雪剤散布契約あり	3
						道路除雪・融雪剤散布契約なし	0
評価項目の総数		7		評価配点の合計点	18		
本工事に設定する評価項目数				設定評価項目の配点			